議会　市議会9月定例会報告

9月2日から9月26日までの会期で市議会9月定例会が開かれ、平成22年度の各会計決算の認定や今年度予算の補正などについて可決されました。

その主な内容について、お知らせします。

専決処分の承認を求めることについて（牧之原市税条例の一部を改正する条例）

東日本大震災により、厳しさを増した日本の経済、雇用情勢への対応および経済社会構造の変化への対応を主眼とした地方税法の改正を受け、市税条例の一部改正を行うことについて、専決処分して対応したため、今議会で承認を求め、認められました。

22年度一般会計歳入歳出決算の認定

22年度牧之原市一般会計歳入歳出決算が認定されました。

歳入は191億8149万3778円、歳出は180億3685万6720円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた歳入歳出差引残額は、10億5965万2058円となりました。

一般会計補正予算（第2号）

本年度2回目の補正で、補正前の額に1億3581万円を増額し、補正後の総額を175億7986万6千円としました。

補正予算の主な内容は、歳出では、緊急に対応すべき事業として、市道の災害復旧や、ため池の漏水防止のための測量設計業務、漏水が発生している用水路の改修工事などを行います。

防災面では、同報無線が受信できる防災ラジオ（有料配布）の購入、海抜表示板の設置や避難路の整備などを行う各区への防災資機材補助金の増額、東日本大震災の被災地へ支援物資として送った防災月備品である毛布、簡易トイレの補充、津波高潮防災ステーションの備品修繕を行います。

建設事業では、細江1号幹線の工事費の増額など、安全性を確保するため早急に進めなければならない経費を計上しました。

また、児童館へのAED（自動体外式除細動器）の設置、保育園の消防設備や建物などの修繕、避難路整備や省電力のための日除け用庇設置などの工事およびガラスの飛散防止対策、幼稚園への防犯カメラの設置、小学校、中学校の修繕工事、保育園や学校で使用する放射線測定器の購入を行うほか、自治基本条例の啓発推進事業、中国上海市閘北（ザーベイ）区などへの海外セールス事業などを増額しました。

歳入では、各事業に係る国、県の補助金のほか、県市町村振興協会からの助成金を計上し、普通交付税と繰越金については、財源不足額を計上しました。

固定資産評価審査委員会委員の選任

任期満了となる固定資産評価審査委員会委員3人の選任について、議会の同意を得ました。

委員は、固定資産の課税事項に関して、不服申し立てがあった場合に申し立てについて審査し決定する役割を持っています。

任期は3年で、委員は次のとおりです。

・畑迪子（菅山）　＊再任
・木村守宏（静波）　＊新任
・内藤勉（静波）　＊再任

教育委員会委員の任命

任期満了となる教育委員会委員1人の任命について、議会の同意を得ました。

委員は、主に学校教育および社会教育に関する方針を定めたり、教育に関する事務の管理などを行います。

任期は4年で、委員は次のとおりです。

・鈴木弘子（細江）　＊再任

そのほか可決された議案など

国民健康保険、老人保健、後期高齢者医療、介護保険、土地取得および農業集落排水事業の各特別会計ならびに水道事業会計に関する平成22年度歳入歳出決算が認定されました。

また、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険および農業集落排水事業の各特別会計に関する平成23年度補正予算ならびに牧之原市職員等の旅費に関する条例の一部改正についての議案が上程され、可決されました。

なお、広報10月号に掲載しましたが、9月定例会において議員発議により「浜岡原子力発電所に関する決議」が提出され、原案のとおり可決されました。

問い合わせ　管理課　山本　☎（23）0050

情報　平成23年度上半期　情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況

問い合わせ　管理課　横山　☎（23）0050

平成23年度上半期（4月から9月まで）の情報公開制度および個人情報保護制度の運用状況についてお知らせします。

情報公開制度

市民の市政についての「知る権利」を尊重し、市保有の情報を公開する制度です。

この制度によって、市政の公正な執行と市民の市政への信頼を確保し、市民参加による開かれた市政を推進することを目的としています。

■情報公開条例に基づく実施状況
（平成23年4月から9月まで）

開示請求延人数		6人
実人数		5人
開示請求件数		6件
開示・非開示決定件数	全部開示	4件
	部分開示	2件
	非開示	0件

＊非開示にされている部分は、主に個人を特定し権利利益を侵害する恐れのある情報です。該当する公文書が存在しないときも非開示となります。

個人情報保護制度

市民の個人情報を適正に管理し、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする制度です。

平成23年4月から9月までの市個人情報保護条例に基づく開示、訂正、利用停止などの請求はありませんでした。

個人情報の取り扱いや管理

市では、事務の執行にあたり必要となる個人情報を、「個人情報取扱事務登録簿」に登録するとともに、適正な管理に努めています。

収集などを行う記録項目（氏名・住所・性別など）については、毎年担当課において見直しを行っています。

今年度は、通知書の送付方法の問題点や申請書類における必要外の項目の記載について市民から指摘をいただき、再度見直しを行いました。

また、職員を対象に個人情報の取り扱いについて研修会を開催するなど、制度の周知や確認を行っています。

環境　シリーズ環境美化　第3回　ごみに関するマナーの向上

問い合わせ　環境課　小林　☎（53）2609

今回は、ごみに関する相談について紹介します。

［相談事例］

私の土地にごみが不法投棄されて困っているのですが……

■市の対応

現地を確認し、廃棄物の所有者の手掛かりを調査して、必要に応じ警察に通報を行います。手掛かりがない場合は、土地の所有者が処理を行うことになります。また、再発防止策として、不法投棄禁止の啓発看板や不法投棄防止ネットを貸し出しています。

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。

最近、テレビや冷蔵庫などの不法投棄が増えています。特にテレビは、地上デジタル放送の開始に伴い、今後も不法投棄が増えることが懸念されます。

家電リサイクル法に基づく、適正な処理をお願いします。

［相談事例］

ごみ収集場所に出したごみが、カラスにつつかれるなどしてごみが散乱してしまうのですが……

■市の対応

ごみ収集場所は、ごみを出している地区で管理されています。

市では、ごみの散乱防止などの目的でごみ集積施設を設置する区や町内会に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。

積極的に活用してください。

補助対象
区または町内会が設置するごみ集積施設に要する経費

補助額
事業に関する経費の2分の1以内で5万円を限度に交付

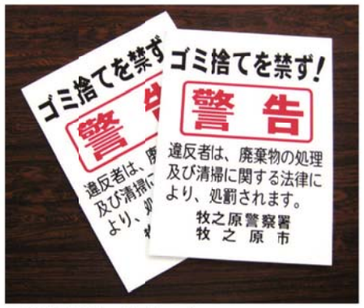

不法投棄防止は犯罪です